## 佐賀県告示第419号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、桜岡鳥獣保護区の存続期間を更 新するので、鳥獣保護区の設定(昭和53年佐賀県告示第741号)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。 平成30年10月31日

> 佐賀県知事 山 口 祥

害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

の適正な活用により被害防止に努める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
1 略	1 略
2 区域	2 区域
<u>小城町都市公園条例</u> (平成17年小城市条例第159号)により設	小城市都市公園条例(平成17年小城市条例第159号)により設置
置された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の	された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の区
区域を合わせた区域	域を合わせた区域
3 存続期間	3 存続期間
<u>平成21年 2 月20日</u> から <u>平成30年10月31日</u> まで	<u>平成30年11月1日</u> から <u>平成40年10月31日</u> まで
4 保護に関する指針	4 保護に関する指針
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 鳥獣保護区の管理方針	(3) 鳥獣保護区の管理方針
区域界の主な場所に <u>鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区</u>	区域界の主な場所に <u>、鳥獣保護区であることを周知するた</u>
<u>であることの周知を図り</u> 、県担当職員や <u>鳥獣保護員が、随時鳥</u>	<u>め、標識を設置するとともに</u> 、県担当職員や <u>鳥獣保護管理員が</u>
<u>獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区</u> の管理に <u>あたる</u> 。	<u>随時巡視する等して区域</u> の管理に <u>当たる</u> 。
また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、	また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、
有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度	鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有